

改正案	現行
<p>（業務の範囲）            第十条（略）</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>三〇十（略）</p> <p>三〇の二 振替業</p> <p>三〇の三 略</p> <p>31 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>（業務の範囲）            第十条（略）</p> <p>2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。</u>）を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）</p> <p>三〇十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇の二 略</p> <p>（新設）</p> <p>三〇の三 略</p>

- 一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第六十六号）（権利の帰属）に規定する短期社債
  - 二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）（第三十三条）
    - 一（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券
  - 三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（第五十四条）
    - 三の二第二項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券
  - 四 保険業法（平成七年法律第百五号）（第六十一条の二第二項）（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
  - 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（第一条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第七項において「旧特定短期社債」という。）を含む。））
  - 六 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（第六十二条）
    - 第一項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券
- 4|
  - 第二項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプショナル取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第八
- 3|
  - 前項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプショナル取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第二条第八項

<p>項第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>5  6  （略）</p> <p>7  第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。</p> <p>8  （略）</p> <p>9  第二項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>10  （略）</p> <p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）</p> <p>五～十 （略）</p> <p>2  7 （略）</p>	<p>第三号の二又は第十八項から第二十一項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。</p> <p>4  5  （略）</p> <p>6  第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。</p> <p>7  （略）</p> <p>（新設）</p> <p>8  （略）</p> <p>（銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）</p> <p>五～十 （略）</p> <p>2  7 （略）</p>
--	--